

「令和6年度岩手県環境審議会自然・鳥獣部会」会議録

(開催日時) 令和6年9月20日(金) 15時から16時30分

(開催場所) 岩手県森林組合会館大会議室

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 議 事
 - (1) 部会長の選任について
 - (2) 部会長職務代理者の指名について
 - (3) 鳥獣保護区特別保護地区の指定及び鳥獣保護区の変更(区画拡張)について
 - (4) 第5次ツキノワグマ管理計画の改定について
- 4 その他
- 5 閉 会

(出席委員)

工藤貴子委員、櫻井麗賀委員、佐藤美加子委員、渋谷晃太郎委員、鈴木まほろ委員、辻盛生委員、山内貴義委員

- 1 開会
- 2 挨拶(酒井総括課長)(略)
- 3 議事
 - (1) 部会長の選任

○事務局

それでは議事に入りますが、部会長選任までの議事進行につきましては、暫時、事務局において進めさせていただきます。

まず、議事の(1)部会長の選任についてです。部会長の選任については、環境審議会条例第8条第4項で準用する同条例第3条第1項の規定により、部会に属する委員の互選となっておりますが、いかが致しましょうか。特にご意見がないようでしたら、事務局からは辻委員の方に部会長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

それでは部会長は辻委員に決定いたしましたので、よろしくお願い致します。

辻部会長、一言お願いします。

○辻部会長

ただいま部会長ということでご指名頂きました、辻です。よろしくお願い致します。

実際は、鳥獣を専門とするというわけではございませんけれども、何卒よろしくお願い致します。

○事務局

よろしくお願い致します。

(2) 部会長職務代理者の指名について

○辻部会長

それでは部会長職務代理者を指名したいと思います。本日、私、WEBで失礼いたします。

環境審議会条例第8条第4項で準用する同条例第3条第3項の規定により、部会長職務代理者は、部会長が指名することになっておりますので、職務代理者は渋谷委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(拍手)

それでは、部会長職務代理者は渋谷委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。すみません、ここで事務局からですが、環境審議会条例第8条第4項で準用する同条例第3条第2項の規定によりまして、以後の議事進行については辻部会長にお願いすることになるのですが、辻部会長は、ご都合により、本日はWEBでのご出席という事でございまして、議事進行の方に事故等万が一の事もございますので、本日の進行につきましては職務代理者の方にお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

それではご意見がなければ、職務代理者に指名されました渋谷委員に本日の議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○渋谷委員

部会長はWEBなのでちょっと何があるかわからないのでという事、事故があるかもしれないという事で、代理で議長をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、議事の(3)鳥獣保護区特別保護地区の指定についてですが、1つの地区の再指定について知事より諮問をされております。審議したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、「花巻温泉鳥獣保護区特別保護地区」について事務局の方からご説明をお願い致します。

○事務局

(資料1、1-1、1-2、1-3により説明)

○渋谷委員

ただいまのご説明についてご質問ございませんでしょうか。

まずは会場の方からありますか。WEB参加の方でご意見ある方、挙手ボタンを押していただければと思います。よろしくお願いいたします。

特にございませんか。内容について今まで通りということで。WEB参加の方も特にご意見ございませんでしょうか。

○山内委員

花巻温泉の所で、私はちょうど今クマの調査をずっと行っているのですが、ここクマがいっぱいいるんですよ。被害が無いということは、何の被害がないということですか。全然被害が無いことはまずないです。

○事務局

農作物の被害がないということで、市町村から回答を頂いているところでございます。

○事務局

補足します。この辺りというか、まさにこの指定しようとしている17ヘクタール、この中で被害が無いということで頂いていますので、広くその周辺とか例えば5キロメッシュとかというふうに切ると、またちょっと違った回答かもしれませんが。

○山内委員

質問というか、お聞きしたいなと思ったのは、鳥獣保護区に指定されてしまうと、例えば、ク

マの有害捕獲が出来なくなるということでしょうか。

○事務局

まず有害捕獲自体は可能です。鳥獣保護区とか特別保護地区もですけれども、出来なくなるのはまず狩猟です。これから始まる狩猟が出来なくなります。

特別保護地区の場合それに加えて、例えば木竹の伐採ですとか、あとは構造物の建設ということは許可制になるというのが大きな変更、通常のなんでもいい土地とは違うと思います。

○山内委員

では例えば指定管理で、シカを獲ることはできるのでしょうか。

○事務局

できます。

○渋谷委員

他にはありますでしょうか。

○佐藤委員

この指定期間が 10 年あるのですけれども、生息している主な鳥獣ということで、こちらの観測というのは、どのようなタイミングでされているのかということをお聞きしたいです。

○事務局

ここの棲んでいる鳥獣をどうやって調査しているのかという意味でしょうか。

○佐藤委員

そうですね。調査をどの位の周期で調査しているのか。保護鳥獣が生息しているのか、とか。

○事務局

まず、その調査させて頂いている鳥獣が、最低限今いるということについては、この鳥獣保護区の指定ですとか、更新時期になるときに、野鳥の会の方とか、見て周って頂いている巡視員の方とか、猟友会の方もそうですけれども、関係者の方に集まって頂いて会議をするのですが、その時にいらっしやっていただいた方にお聞きするという範囲にとどまるのですけれども、この中で、もう見られなくなった植物とか、あとは動物とかいませんか、という話はお聞きして、これはまだいるよというところは確認してはおります。

あと巡視員さんが定期的に見て周ったりとかはして頂いているのですけれども、そういう形で最低限にはなりますけれども、確認させて頂いているところではあります。

○渋谷委員

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

それでは、特にご意見がないようですので当部会としての結論を取りまとめたいと思います。「花巻温泉鳥獣保護区特別保護地区の指定について」は原案通り適当と認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議がないようですので、原案を適当と認めます。

それでは次に、議事の(3)「鳥獣保護区の変更」について知事より諮問されており、審議いたしますのでよろしくお願いします。

それでは「大槌町赤浜鳥獣保護区」について、事務局の方からご説明をお願いします。

○事務局

(資料 2、2-1、2-2、2-3 により説明)

○渋谷委員

ただいまのご説明について、ご質問、伺いたいと思います。何かございますでしょうか。WE

Bの方は挙手ボタン押して頂ければと思います。何かございますでしょうか。

○鈴木委員

赤浜についての質問ではないのですが、(参考)資料の1の方の2番、県内の指定状況で面積に変更があるのは、どのような理由なのかご説明お願い出来ますか。

○事務局

参考資料1の下の方、鳥獣保護区、赤浜につきましては増加したのですけれども、他に軽米町の方で大きく115ヘクタール減少しまして、全体としてのヘクタール数が減少したというように、記載しております。

○鈴木委員

その減少については、今回審議がなくていいということですか。

○事務局

法律では特に縮小についての審議会での審議という記載はなく、これまでも縮小につきましては審議会では、特に審議していないというところでございます。

○事務局

補足を致しますけれども、先ほどお話しした通り、更新の時に必ず関係者で集まって話し合いをするのですが、縮小の時にもちゃんとその鳥獣保護区の目的が縮小しても大丈夫かという形で話し合いをしますし、その話の中に野鳥の会の方ももちろん入っていますので。

今回の場合、単に縮小ではなくてその分だけ、軽米町の場合は道路が指定時よりもちょっと形が変わってしまった関係で、境界線をはっきりさせるために縮小する代わりに、その分その特定猟具禁止区域というまた別の制度があつて、銃を使えない区域というのを拡大する形にはなるので、完全にフリーな状態にまたなるわけではないというところを、補足でご説明差し上げます。

○渋谷委員

他にはいかがでしょうか。

今回は、震災後の復興事業が一段落して、工事とかが終わって確定できるということで、そういったものが結構ある。吉里吉里海岸なんかは全部、ほぼ全部が入ることになるのですか。前は半分ぐらいで、少し伸びたりして、のようですけど。そんな感じであれですよ、変更が行われている。

○事務局

そうですね。全ての海岸沿いの鳥獣保護区を把握しきれていないのですが、今回のところに関してはあまり大きな変更というよりは、例えばその10年前の時点で、境界線に使っていた作業道みたいなものが、工事の進捗に従ってなくなってしまったりとか、あとは海岸線側でこのいわゆる形が、例えば船を止めるための、少し出っ張っているところが増えたりとかというのがいくつか震災前と比べて出来ていて、その分が増えたというところ。海岸線が特に北に伸びたとかそういう大きな変更というよりは、本当に津波をかぶって工事をした結果、従前とは形が変わってしまった結果、少し計算すると面積が増えたという、本当にそういうお話でございました。

○渋谷委員

他にありますか。

特に異議がないようですので、当部会の結論を取りまとめたいと思います。

「大槌町赤浜鳥獣保護区の指定について」は原案のとおり適当と認めてよろしいでしょうか。
(異議なし)

異議がないようですので、原案を適当と認めます。

議事の(3)「鳥獣保護区特別保護地区の指定及び鳥獣保護区の変更」に係る諮問事項は以上と

なりますが、具体的な答申の文面につきましては、辻部会長に一任していただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、議事の(4)「第5次ツキノワグマ管理計画の改定について」に入ります。それでは、事務局からご説明をお願い致します。

○事務局

(資料3、3-1、3-2、3-3、3-4により説明)

○渋谷委員

ただいまのご説明について、ご質問等ありましたら伺いたいと思います。ちょっとわかりにくいかも知れません。

○鈴木委員

まず、細かい些細な事柄なのですが、改定案の赤い字のところの、21 ページ、キの(ア)の文章ですね、「ツキノワグマの個体数の増加や生息域の拡大により、市街地への出没や人身被害の増加、農林業被害の継続的な発生を踏まえ…」というこの部分が、日本語として繋がりが悪くないですか。悪いと感じます。

「生息の拡大による継続的な発生…」と繋がるならわかりますが、「…より」だと「発生が起きていること」というように繋がる方が日本語としては自然かなと思います。

あともう一つ。秋田県さんが指摘されたご意見で、私も同じ疑問を感じるのですが、(エ)事業の目標ですね。これ何を年度ごとに設定するのか、やっぱりこれを読んだだけではわからなくて。

秋田県さんの疑問がもっともではないかと思うのですけれど。いかがでしょうか。

協議会の場で検討していきたいとされていますが、それだどここの改定案は意味がはっきりしないままになってしまうので、その2つがまず気になっています。

○事務局

「…より」のところはご指摘の通りかなと思いますので、「…拡大による」ということで修正して、最終案には反映させたいと思います。

○鈴木委員

そうすると、「何々による何々を踏まえ、何々による何々を」っていう「…よる」が2つ出てきちゃうのですけれど、それはしょうがないかなという。特に日本語としては、不自然とは言えないかなと思います。

○事務局

ちょっと言葉が通じないと思った時は、「…よる」にした場合、「捕獲の強化を通じた」とかで、少し文言の整理をさせて頂ければなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木委員

結構でございます。

○事務局

秋田県の部分ですが、捕獲数の管理というところの中で、一連のものとして、記載を整理しているものです。

○事務局

立て付けといたしますと、個体数の管理というところの中で、項目数がどうしても多いので、位置付けがわかりづらくなってきてしまうのですけれども、全体の流れからしますと捕獲数の管理の中の一連の中の、全体として整理している部分ということになりますので、我々としては捕獲数というふうには考えているのですが、あえてもし入れるのだとすれば、この事業の目標の中

のところで、捕獲数については年度ごとに設定するというような言葉を足させて頂くことを、言葉の整理として考えたいと思います。

○鈴木委員

それでしたらわかりやすいと思います。

もう一つ、これは直接的な指摘ではないのですが、金ケ崎町さんと釜石市さんからそれぞれ結構切迫した要望化した意見が出ていると感ずるのですが、それに対して、次期ツキノワグマ管理計画の参考にさせていただきますという回答になっていますが、次期というのは8年ですか。

○事務局

はい。現計画が8年度までの計画になっておりまして、次期第6次になると思うのですが、それは9年度からの計画です。8年度中に協議会を何回か開いて、あとはもちろん市町村への照会、あとはこの部会と、かなり何回かの数を経た上で、次の計画策定になりますので、その時には今やっているヘアトラップの調査の結果だったり、様々な評価のところを捉えた上で、また今回の現在の計画とは変わっていくことになるのかなとは思っております。

○鈴木委員

そうしますと、市町村の方ではかなり強い危機感があって、「こうして欲しい、こうして欲しい」という要望が出てきているものを、「2、3年待ってね」と言っていることになってしまうなど。

○事務局

例えば、金ケ崎町さんから出てきている、春季捕獲のところ穴グマを認めてほしいみたいな話だと、先程申し上げた通り、ヘアトラップの状況だったりとか、春季捕獲とは言ってますけれど、これは追い上げ中心にしておりますので、穴グマは駄目よということにはしているところでしたので、検討協議会の中での他の有識者の方々のご意見が必要かなというふうに思っております。

その一方で、この河川敷とかがクマの移動経路なっているとかですね、あと法改正の部分のところですけれども、まず河川の部分に関しては、今回クマが指定管理鳥獣になったことによって、捕獲だけではなくて、モニタリングだったりとか環境整備の部分だったりとかにも国庫補助が使えるようになってくる部分もございますので、今、他部とも協議しながら、予算事業という形で来年度検討を出来ないかなという部分につきましては、実現の可能性については早急に考えていきたいというふうに思っております。

ただ、この市街地出没に関する銃の使用の関係だと思うのですが、これは報道にある通り、国の方でも方針を示して、鳥獣保護管理法を改正するという方針が出てはいるのですが、まだその具体の案文とか、あと実際いつ国会で審議されるとかそういった部分に関しては、実は全く示されておりませんので、正直ちょっとご意見を頂いてもなかなか即答できない部分もございまして、こういった表現をさせて頂いているところでございます。

○鈴木委員

釜石市さんの方はいかがですか。

○事務局

この麻醉銃の部分に関しましても、多分、麻醉使用の部分に関しては麻醉銃の部分に関わってきますので、先ほどの銃規制の関係ともリンクはするのですが、これも同様に、来年度の予算事業でこの部分を少し検討はしているところです。あとは今後の審議の経過もありますので、実際実現できるかどうかは即答できないのですが、検討事項としては念頭に置いているところです。

○鈴木委員

例えばその、現在これとこれについては検討している、というようなことを市町村に回答するというのはいかがですか。

○事務局

今回その改定案についてということになりますので、そういった部分に関しましては個別にご回答させて頂くという格好で、この資料という形になるとこういった回答で整理をさせて頂ければと思います。

○鈴木委員

もし可能なのであれば、担当者間の事務連絡でもいいのですが、そういうコミュニケーションが出来るということであれば、その方がより良いのかなと思うのですが。

○事務局

はい。ご覧の通り指定管理鳥獣になったりとか、あと市町村の方でも、従来から行っております農林水産省の交付金を使った事業として、まだ色々取り組める余地があるということも段々わかってきておりましたので、予定といたしますと今のところ 10 月の下旬、我々の方もそうですし、市町村の方でも大体その頃から来年度に向けた予算編成の検討とかが始まってきますので、そういったところで少し県内の優良事例だったりとかですね、今現在の県の動きみたいなものについても情報提供するような形の担当者会議を開催できないかなということでは準備を進めているところです。その場でお話をさせて頂ければと思います。

○渋谷委員

他にも何かありますか。

私の方からなのですが、今回この計画の中に新しい制度を組み込むということで、ここに指定管理鳥獣捕獲等事業の推進というのが「キ」(資料 3-2 の p21) に入ってきているのですが、何となく座りが悪いのは、その前に捕獲事務とか放獣とかが入っていて、この春季捕獲とか捕獲と違う物が挟まっているので、その辺が少し悪いのかなというのが 1 点。こういうふうにするという指示であれば全然問題がないのですけれど。

あと、全体の枠組みの中で、クマに関しては県の方針を立てているのですが、その方針の中、捕獲許可の方針とか色々書いてあって、今回は市街地とかそういう所に出没するというようなことが、捕獲の強化をするというふうに書かれていて、あくまでもその方針の内側なのかという、わかりにくい気がしました。

それから(カ)の実施結果の把握とか、モニタリングをやるというのは、前の方にも書いてあって、これだけ切り出して報告するということなのか、そういうことが出来るのかどうかというのがあるのですけれど。

前の方に色々書いてある内容との整合性みたいなものが、二重に書いてあるようなところがあつたりするのかなという、精査はしていないのでよくわからないところがあるのですけれど。念押しでもう 1 回言うというのは、もちろん構わないと思っているのですが、そこら辺の全体との整合性とかですね。今回はその捕獲事業を促進する部分ですよね。それが最後の方に書かれるという意味というのを疑問に思いましたので、お考えがあれば教えて頂ければと思います。

○事務局

全体の立て付けの中で座りが悪いというのは確かにご指摘の通りかだと思います。どうしても我々の方としても今回その国の交付金を使った捕獲事業をする前提として、すぐこの計画の中に盛り込まなければならないということで、入れ込めるところを探したというのが正直なところありますけれども、そういった意味で少しどうしても座りが悪くなってございましたので、そうい

ったその全体の構成につきましては、今回国の補足意見で実は考え方がかなり変わってきている部分もございますので、次期計画の中で全体の構成だったりとか、そもそもそのクマの捕獲の考え方についても、改めて整理した上で検討させて頂きたいというふうに考えてございまして、今回につきましては少し座りが悪いですが、この形でご理解頂ければと考えているところでございます。

○渋谷委員

全体の目標とその事業の目標とかがあったりするので、そこら辺の整合性が特に必要だなという気がするのと、なかなか今これを急に直すというのは難しいので、ダブリで入っても全然おかしいことはないと思っているので、次回もしくは然るべき時に、整合調整をして頂ければというふうに思うのですけれども。

○事務局

そのようにさせて頂きたいと思います。

○渋谷委員

他にはありますか。喫緊の課題ということで、これを入れないとなかなか国の方も調整が出来ないということだと思っておりますけれども。山内先生、何か特にございますでしょうか。

○山内委員

私は中身がだいぶ分かっているので、国の方が指定管理についても、あとちょっと話に出ましたけれど、銃刀法の方が改正になりそうな感じで、クマを市街地等でどう対処するのかというのも、まだ国の方が固まってないところがあるので、県の方はかなり振り回されているようなところがあるという状況がちょっとわかっているので、今は少しわからない曖昧な記述もあるのですけれども、多少致し方ないのかなという感じはしていました。

おそらく国の方はこれから指定管理についても、かなり詰めていって他の県とかにもどういう風に行うのという状況も見ながら、またちょっと理解していく必要があっているのかなと思うのですけれども、今のところはこの内容で仕方がないかなという風には感じています。

多分、岩手だけではなくて秋田とか、他の県もそうなのですけれども、かなりクマに関しては被害もあったりとか、住民から、あとは国の法改正からいろいろ補助金とか、そういったことでかなり振り回されているところがあるので、ここはちょっともちろん動かないわけにはいかないのですけれども、結局動かないと、指定管理の予算がいっぱいあって、動かざるをえないところあるのですけれども、岩手県に関してはその中でも、かなりしっかりヘアトラップとか、生息数調査もかなり行っていますし、あと市町村の方で、例えば出没のデータとか、被害の方もかなり積極的に取られているところがあります。あと各地区協議会もかなり積極的に動いて活動しているところもあって、今回は話題には出なかったのですけれども、どちらかと言えば問題なのは錯誤捕獲なのです。

シカ・イノシシが増えて、くくりわなにクマがかかってしまうという、そっちの方がやっぱりかなり、この前も学会があって色々話は聞いてきたのですが、結局結論は出てないのでけれども、実はそういった色々な問題も抱えているというところで、県としては今のところ、これが現在精一杯なのかなというのは思います。ただ注意深く見守って、運用して頂いてもらえればと考えております。私は色んなところで、もちろんご協力はさせて頂きたいという風には考えています。

○渋谷委員

他にはございますか。

なかなか難しい問題だと思っておりますけれども。急がなければならない課題もありますので。

これで質疑の方は終わりたいと思うのですが、先程ご意見がありましたので、一部修正の上ということで。原案通りということなのですが一部修正のうえ適当ということでまとめたいと思うのですが、この修正内容につきましては、部会長と調整して頂くということでよろしいですか。部会長、よろしいでしょうか。

○部会長

承知しました。内容は聞きながら理解しました。状況は把握しましたので、計画については一部修正の上、調整することです。よろしいです。

○渋谷委員

県もそれでよろしいですか。

○事務局

今ご指摘頂いた改定案の部分につきましては、修正させていただいて部会長に確認させていただいたうえで、ご参考にまた皆様方にも修正意見を踏まえてこういう形になりましたということで、送らせて頂ければと思います。

○渋谷委員

それでは、一部修正のうえ原案通りということで適当と認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは異議がないようですので一部修正のうえ原案通りということで、議決したいと思います。

部会長一任ということにさせていただければと思いますので、ご了承いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

直した改定案よろしくお願いたします。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了したいと思います。議事の円滑な進行に御協力を頂きましてありがとうございました。事務局に進行をお返し致します。

○事務局

渋谷委員、ありがとうございました。

次に、「4 その他」になりますが、事務局で用意しているものは特にございません。委員の皆様から何かございますでしょうか。

なお、本件につきましては、令和7年2月に開催予定の岩手県環境審議会全体会において、議決した旨をご報告したいと思っています。

それでは、以上をもちまして、本日の自然・鳥獣部会を終了します。長時間にわたるご審議、ありがとうございました。